

県が行う原種苗等の生産・供給の取組

【稲・麦・大豆】

- 原種農場（県内3カ所）で、種子の生産の元になる原原種・原種の生産を行っています。
- 生産している品種数は、20品種（稲10、麦9、大豆1（令和元年度現在））で、県内のほとんどの農家が、原種農場由来の原種から生産された種子を利用しています。
- 健全な原種を生産するため、病虫害や雑草の防除を行います。
- 他の品種が混ざらないようにするため、
 - ① 生産している品種と異なる株の除去を行います。
 - ② 品種ごとに違うコンバインや乾燥機を使い分けます。
 - ③ コンバインや乾燥機の使用後は、徹底した機械の清掃を行います。



原種農場



原種等の保管状況



コンバインの分解・清掃

【いちご】

- いちご研究所で、種苗の生産の元になる原苗※の生産を行っています。
- 生産している品種数は、7品種（令和元年度現在）です。
- ウイルス病や炭疽病などに感染しないよう徹底した病虫害対策を行っています。
- 生産した原苗が、ウイルス病や炭疽病などに感染していないことを確認しています。

※いちご生産の関係者の間で、従来、原原種と呼ばれていたものを示す。



いちご研究所



原苗の生産



いちご病害の診断

★いちご以外の園芸作物は、農業試験場本場で原種苗等の生産を行っています。



ゆめみどり
(にら)



栃木芳香2号
(うど)



にっこり
(なし)



きらきら星
(あじさい)



るりおとめ 月あかり
(りんどう)

種苗条例の詳しい情報は、栃木県HPからご覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g05/tochigi-shubyoujourei.html>

「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」を制定しました!



優良な種子や苗（以下「種苗」）は、消費者から信頼を得られる農作物を生産するために不可欠なものであり、本県農業の基本となるものです。

そこで、県は「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」（以下「種苗条例」）を制定し、種苗の安定的な供給の促進を図り、本県の農業の持続的な発展につなげていきます。

（公布：令和元年10月11日、施行：令和2年4月1日）

対象とする奨励品種

作付面積が大きく農家数も多い稲・麦・大豆及び本県が品種を育成した園芸作物のうち、県内に普及を促進すべき優良な品種を「奨励品種」として対象とします。

農作物	奨励品種※
稲	コシヒカリ、とちぎの星 など
大麦	ニューサチホゴールデン、もち絹香 など
小麦	さとのそら、タマイズミ など
大豆	里のほほえみ
いちご	とちおとめ、栃木i27号（スカイベリー）、栃木i37号 など
にら	ゆめみどり
うど	栃木芳香1号、栃木芳香2号
なし	にっこり、おりひめ
あじさい	きらきら星、パラソルロマン
りんどう	栃木r2号（るりおとめ月あかり）、栃木r3号（るりおとめ星あかり）

注：表中の（ ）内は、商標名です。

※表中の奨励品種は想定であり、指定は種苗条例の施行後に行います。



とちぎの星
(稲)



もち絹香
(大麦)

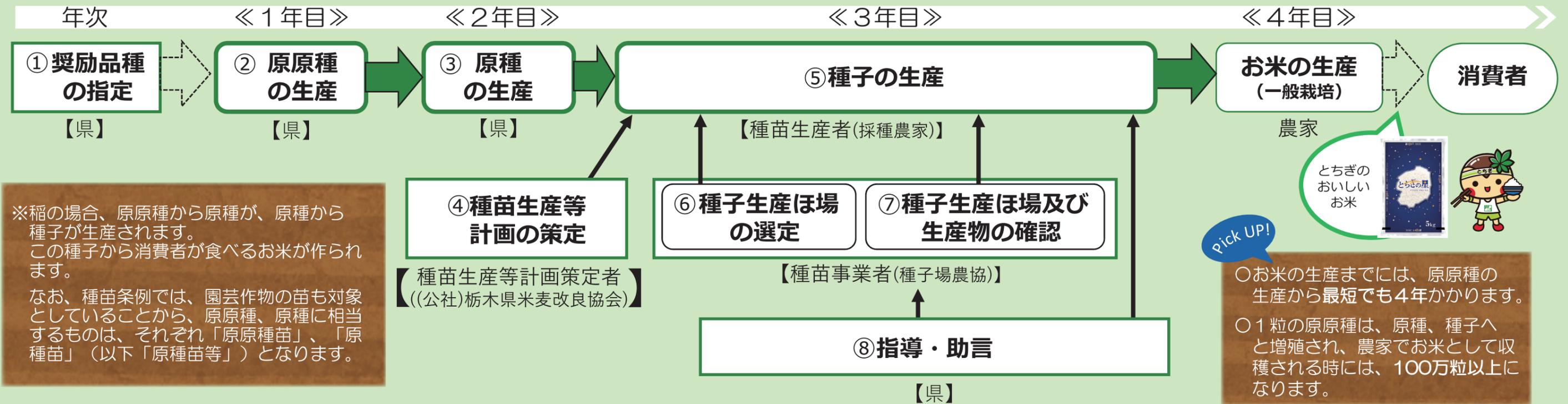


栃木i37号
(いちご)



パラソルロマン
(あじさい)

種苗の生産・供給の流れ（稲の場合）



種苗を安定供給するための役割分担

本県の種苗条例の大きな特徴は、「対象に園芸作物を含むこと」と、種苗の生産・供給に当たって「関係者と役割分担をしていること」です。

特に、稲・麦・大豆及びいちごは、種苗の生産・供給に当たって多くの関係者が関わることから、原種苗等を生産・供給する「県」と、種苗の生産・供給に携わる「関係者」の役割を明確にしました。

【県が行う主な内容】

- 奨励品種の指定（上図①）
 - ・県内に普及を促進すべき優良な品種を「奨励品種」として指定します。
※奨励品種の指定は、関係者から意見を聴取した上で行います。
- 原種苗等の生産（上図②、③）
 - ・奨励品種の種苗の生産に必要な原種苗等を生産します。
- 指導・助言（上図⑧）
 - ・優良な種苗の生産に関する指導・助言を行います。
- 関係者や有識者との意見交換
 - ・種苗条例を適切に運用していくため、意見交換や情報共有を行う会議を設置します。
上記のほか、県は「必要な体制の整備」や「育成した品種の知的財産権の保護等」などを行います。

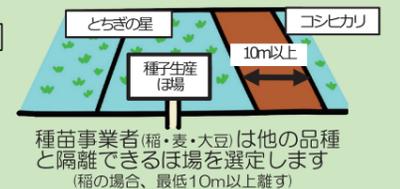
【種苗生産等計画策定者や種苗事業者、種苗生産者が行う主な内容】 稲麦大豆いちごのみ

<種苗生産等計画策定者が行うこと>

- 〔(公社)栃木県米麦改良協会※(稲・麦・大豆)、(一社)とちぎ農産物マーケティング協会※(いちご)〕
※種苗生産等計画策定者として指定する予定の者であり、指定は種苗条例の施行後に行います。
- 種苗生産等計画の策定（上図④）
 - ・県の生産振興方針や種苗の需給の見通しなどを踏まえて策定します。
 - ・策定に当たっては、事前に県と協議を行います。

<種苗事業者が行うこと>

- 〔種子場農協(稲・麦・大豆)、地方無病苗増殖協議会(いちご)など〕
- 種苗生産ほ場の選定（上図⑥）
 - ・農作物の栽培に適しているとともに、他の品種が混ざらないようなほ場を選定します。
 - 種苗生産ほ場の確認（上図⑦）
 - ・病害が発生していないか、生産している品種と異なる株がないかなどを確認します。
 - 生産物の確認（上図⑦）
 - ・病害がなく、生育にも問題がない優良な種苗かなどを確認します。



<種苗生産者が行うこと>

- 〔採種農家(稲・麦・大豆)、地方無病苗増殖基地(いちご)など〕
- 優良な種苗の生産（上図⑤）
 - ・種苗法や種苗事業者との契約を遵守して優良な種苗を生産します。



種苗生産者(稲・麦・大豆)は生産している品種と異なる株を除去します